

○神奈川県警察地域警察運営要領の制定について  
(平成5年11月25日例規第53号／神地一発第515号／神地二発第223号／神指発第320号)

|                                           |                                              |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <b>改正</b> 平成6年3月30日例規第11号神務発第408号         | 平成6年11月1日例規第67号神務発第1442号                     |
| 平成7年3月24日例規第8号神務発第452号                    | 平成7年3月31日例規第18号神務発第503号                      |
| 平成7年12月14日例規第45号神刑総発第883号                 | 平成9年9月9日例規第41号神務発第1211号                      |
| 平成13年3月16日例規第12号神地総発第107号神地指発第47号神指発第211号 | 平成15年12月24日例規第45号神刑総発第1181号神少発第980号神地総発第748号 |
| 平成16年3月4日例規第3号神捜三発第123号                   | 平成17年3月29日例規第16号神務発第622号                     |
| 平成18年3月24日例規第20号神務発第548号                  | 平成19年9月13日例規第32号神交総発第696号                    |
| 平成24年3月23日例規第26号神地総発第115号                 | 平成25年3月29日例規第23号神捜一発第12号                     |
| 平成29年8月9日例規第29号神地総発第150号                  | 平成30年3月1日例規第3号神少育発第42号                       |
| 平成31年3月26日例規第4号神務発第366号                   |                                              |

各所属長あて 本部長

この度、新たに神奈川県警察地域警察運営規程(平成5年神奈川県警察本部訓令第20号)を制定したことに伴い、別添「神奈川県警察地域警察運営要領」を制定し、平成5年12月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

交番、駐在所、警ら用無線自動車等の地域警察官によって担われている地域警察の運営についての細目的事項及び活動の要領を定め、地域警察活動のより一層の充実強化を図ろうとするものである。

附 則

この要領は、平成5年12月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日例規第11号神務発第408号)

附 則(平成6年11月1日例規第67号神務発第1442号)

附 則(平成7年3月24日例規第8号神務発第452号)

附 則(平成7年3月31日例規第18号神務発第503号)

附 則(平成7年12月14日例規第45号神刑総発第883号)

附 則(平成9年9月9日例規第41号神務発第1211号)

附 則(平成 13 年 3 月 16 日例規第 12 号神地総発第 107 号神地指発第 47 号神指発第 211 号)

附 則(平成 15 年 12 月 24 日例規第 45 号神刑総発第 1181 号神少発第 980 号神地総発第 748 号)

附 則(平成 16 年 3 月 4 日例規第 3 号神捜三発第 123 号)

附 則(平成 17 年 3 月 29 日例規第 16 号神務発第 622 号)

附 則(平成 18 年 3 月 24 日例規第 20 号神務発第 548 号)

附 則(平成 19 年 9 月 13 日例規第 32 号神交総発第 696 号)

附 則(平成 24 年 3 月 23 日例規第 26 号神地総発第 115 号)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日例規第 23 号神捜一発第 12 号)

附 則(平成 29 年 8 月 9 日例規第 29 号神地総発第 150 号)

附 則(平成 30 年 3 月 1 日例規第 3 号神少育発第 42 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)